

茂原市学校給食用物資納入業者の登録について

茂原市では、学校給食の特徴を理解したうえで、学校給食用物資を納入する事業者をあらかじめ登録する茂原市学校給食用物資納入事業者登録制度を設けることとしましたので、お知らせします。

1 学校給食用物資納入業者登録

茂原市が発注する学校給食用物資の納品に関して、学校給食の安全で安心な提供を行うため、給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、給食用物資の納入業者の登録等を行うものです。

2 学校給食用物資

『茂原市学校給食用物資納品規格書』に定める内容を満たした物資をいいます。

3 登録要件

『茂原市学校給食用物資納入業者登録制度等実施要領』を参照してください。

4 申請について

当初（令和6年4月1日）からの登録を申請する場合は、当初申請に必要な書類を揃え、下表の受付期限までに持参又は郵送にて茂原市学校給食センターへ提出してください。

なお、当初申請締め切り後も随時、登録申請（随時申請）を受付ます。

【当初申請】	受付期限	受付場所
窓口持参の場合	令和6年2月16日（金）まで 土・日・祝日・年末、年始を除く。 午前8時30分～午後4時30分	茂原市学校給食センター 〒297-0035 茂原市下永吉 505 番地 1 TEL：0475-24-6920 FAX：0475-23-4218
郵送の場合	令和6年2月16日（金）まで 消印有効	

5 提出書類について

NO	提出書類	法人	個人	備考
1	茂原市学校給食用物資納入業者登録申請書	○	○	
2	登記事項証明書	○		
	身分証明書		○	
3	印鑑証明書	○		
	印鑑登録証明書		○	
4	法人税・所得税・消費税及び地方消費税の納税証明	○	○	
	市税完納及び特別徴収に関する証明	○	○	
5	誓約書	○	○	
6	食品営業許可証の写し	○	○	
	『食品衛生監視票』又は、『食品営業施設巡回票』の閲覧に関する同意書	○	○	

<申請から登録までの流れ>

【当初申請】	登録希望業者	茂原市学校給食センター
令和6年2月16日まで	申請書類提出	申請書類の内容等確認
令和6年2月末	登録が完了した業者	学校給食用物資納入業者登録結果通知書送付 ※申請書類等により登録要件を満たすことを確認し、結果を業者宛てに送付します。
令和6年3月末まで	・債権者登録申出書 ※提出（新規・変更）	
令和6年4月1日	・契約締結	

※債権者登録申出書（新規・変更）（茂原市様式）は、市からお支払いするための口座を登録する書類です。書式は、茂原市のウェブページからダウンロードできます。

6 学校給食用物資納入業者登録後の流れ

(1) 契約締結に係る手続き

登録完了後、学校給食用物資の納品を実施する業者については、茂原市と学校給食用物資に係る契約を締結します。併せて、代金を支払う手続きをするため、『口座振替払申出書』の提出をお願いします。

過去に口座振替払申出書を提出している場合の再提出は不要ですが、提出した情報に変更がある場合は、再度提出してください。

(2) 発注方法

登録した業者の中から、取扱食材、品質・規格・価格、納入実績等により、発注先業者を選定します。

(3) 支払方法

提出された請求書等を確認後、茂原市が各業者へ代金を支払います。

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

